

①静岡市基本構想（平成16年10月12日市議会で議決）

1 基本構想策定のねらい

静岡市は、平成15年4月、旧静岡市と旧清水市の合併により誕生しました。

そして、平成17年4月、政令指定都市に移行することとなっています。ここで定める基本構想は、旧両市の歴史・文化とこれまでの発展の成果を継承するとともに政令指定都市移行という大きな変化に対応するため、概ね平成27年における「目指すまちの姿」を明らかにし、それを実現するために市民と行政が協働してとりくむまちづくりの基本的な方針を示すものです。

基本構想は、行政内部の指針にとどまらず、静岡市に関わる様々な市民や団体にとって重要な意義をもつことから「静岡市経営の最高方針」となるものです。

このようなことから、この基本構想は、広く市民の意見を取り入れ、議論をくりかえして策定してきました。

2 目指すまちの姿

（1）社会環境の大きな変化

我が国は、今、大きな変革期を迎えています。

社会の様々な制度・しくみが機能不全をおこし、変革期における多くの問題や課題への適切な対応が難しくなっています。

これまでの我が国は、近代化を目指す過程で中央集権的な社会システムにより、短期間に効率よく先進国への仲間入りを果たし、世界でも有数の豊かな社会を実現させました。

しかし、現在、社会の様々な局面ですすむ国際的なつながりの複雑・拡大化、地球環境問題の深刻化、世界大競争時代の到来や急速な少子高齢化、国・地方を通じた財政の危機的状況などの諸問題が顕在化しています。その多くが従来の画一的で中央集権型の社会システムでは対処や解決が難しく、地域の実情に即した分散型、自立型の社会システムへの転換が必要となっています。

一方で、市民の意識の重心は、物質的な豊かさから精神的な豊かさへと移動しており、人や自然とのふれあいの中で心のゆとりとうるおいを確保しながら、地域社会の建設に積極的に関わっていかうとしています。

このような市民の主体的な力をまちづくりへの参加と創造に結実させることにより、様々な課題を克服し、自立的な社会システムのもとに新しいまちを構築していく条件は、十分に

整っています。

さらに静岡市は、政令指定都市に移行し、現在の都市制度の中で最大の自治権を有する都市に成長しようとしています。また、第二東名高速道路などに代表される、本市をとりまく大規模社会資本の整備も着々と進捗しています。このような状況は、まちにとって大きな発展の機会が到来しているといえます。

(2) 目指すまちの姿

静岡市は、他の大都市とは異なるすぐれた特色があります。

それは、南アルプスから駿河湾までの広大な市域がもたらす多様で豊かな自然をはじめとする地域資源の存在と、それを活用して先人が築きあげてきた営みの集積です。また、我が国の交流拠点としての位置にあること、さらには、長い歴史と文化的蓄積やすぐれた人材の集積です。

このすぐれた基礎的条件を市民や団体が活用して、様々なチャンネルにより国内はもとより海外とも積極的に交流を行います。

一人ひとりの市民や団体、ひいてはまち全体がダイナミックに交流をくりかえすことにより、その過程から様々な新しい意義ある価値が創り出されます。

ひとつの価値は、また別の価値と触れあうことにより、次々と新しい価値が創造されていきます。それはまちのあらゆる局面ですぐれた相乗効果を及ぼし、物質的にも精神的にも活力ある豊かなまちへと発展をとげていきます。

このように、市民や団体が知恵を出し合い、交流し、主体的にまちづくりにとりくむ中で、だれもがゆとりある暮らしや価値ある人生を実感できる自立したまちが生まれます。

このようなまちこそ

活発に交流し価値を創り合う自立都市 です。

静岡市は、これを「目指すまちの姿」とし、その実現につとめます。

(3) まちづくりの戦略

静岡市は、「目指すまちの姿」を実現していくため、次のとおり「まちづくりの戦略」を掲げ推進していきます。

「まちづくりの戦略」は「まちづくりの大綱」相互を調整し、全体として「目指すまちの姿」にまとまっていくよう、まちづくり共通の考え方となるものです。

① 協働の力にあふれた市民の集うまちをつくる

「活発に交流し価値を創り合う自立都市」をつくっていくためには、何よりも市民・団体と行政がともにまちづくりを行う協働の力が必要です。

まちづくりをすすめるうえで他者の立場、価値観を思いやる気持ちとそれを踏まえた個性の主張や発揮、調整能力、また、男女共同参画の考えなどが重要となります。これらを基礎として、コミュニティの建設をはじめとしたいろいろな新しい意義あるとりくみを創造、発信していきます。

静岡市は、このような市民や団体の集うまちをつくっていきます。

② 自治の力を活かし市民が満足するまちをつくる

「活発に交流し価値を創り合う自立都市」をつくっていくためには、大きくなる自治権を自在に使いこなし、ゆとりある暮らしや心の豊かさが実感できる、市民が満足するまちづくりを行っていくことが必要です。

静岡市は、こうした自治の力を活かし市民が満足するまちをつくっていきます。

③ 情報発信をくりかえし世界に誇れるまちをつくる

「活発に交流し価値を創り合う自立都市」をつくっていくためには、南アルプスをはじめとする地域資源の再評価や開発により、その魅力を内外に積極的に情報発信していくことが必要です。

そこで、すぐれた地勢や静岡空港、中部横断自動車道などの大規模社会資本を活かし、世界の静岡市としてのブランドイメージをつくりあげていきます。

静岡市は、積極的に情報発信し、世界に誇れるまちをつくっていきます。

④ 安全、快適、活力ある市民が安心して暮らせるまちをつくる

「活発に交流し価値を創り合う自立都市」をつくっていくためには、市民が安心して暮らせ、活発に活動できる政令指定都市にふさわしい強固な都市基盤が必要です。

とくに、新しい価値を産み出す基盤や、全国や世界との交流のための基盤、地震・水害などの災害に強い基盤の整備が重要です。

静岡市は、安全、快適、活力ある市民が安心して暮らせるまちをつくっていきます。

3 まちづくりの大綱

静岡市は、「目指すまちの姿」を実現していくため、次のとおり「まちづくりの大綱」を掲げ、推進していきます。

(1) みんなで健やかにいきいきと暮らせるまち

心身ともに健康に暮らせるまちを市民の自立と共生の心でつくっていきます。

このため、

- ・ 心がかよい笑顔あふれる市民福祉の推進
- ・ 未来を築く元気な子どもの育成支援
- ・ 障害のある人の自立を支えるシステムの構築
- ・ 人間関係豊かな長寿のまちの確立
- ・ いきいきと暮らせる健康づくりの推進

を政策大綱として積極的に推進します。

(2) 心豊かな人を育み、しずおか文化を創造するまち

生涯を通じた相互的な学習を支援し、まちづくりへの参加をすすめていきます。

また、心豊かで地球市民としての自覚をもった次代を担う人材を育て、「しずおか文化」を全国に発信していきます。

このため、

- ・ 生涯学習の推進とまちづくりへの参加
- ・ 多彩な文化の継承と独自文化の創造
- ・ 次代を担う人材の育成と環境の整備
- ・ 健やかな心と身体をつちかうスポーツ・レクリエーションの推進

を政策大綱として積極的に推進します。

(3) 安全・安心・快適に暮らせる自然豊かなまち

暮らしの基盤である安全、安心、快適性にすぐれた生活圏づくりを通して持続的発展の可能な環境調和都市をつくっていきます。

このため、

- ・ 環境低負荷型都市の建設
- ・ 豊かな水と緑あふれる環境の創出
- ・ 地震・水害などの災害に強いまちづくりの推進
- ・ 快適でゆとりと信頼ある市民生活の確保

を政策大綱として積極的に推進します。

(4) 地域が育て世界に挑む創造型産業のまち

商業集積や清水港などのすぐれた産業経済基盤と大都市効果を活かすとともに、ヒト、モノ、カネ、情報等の交流により新しい価値を産み出し、世界に通用するオンリーワン型産業や人材の集積するまちをつくっていきます。

このため、

- ・ 都市型産業集積を目指した産業構造の知的高度化
- ・ 環境と調和した農林水産業の高付加価値化
- ・ 地域の魅力を活かした観光・交流産業の高度化
- ・ 国際貿易港・清水港を活かした地域産業の振興
- ・ すぐれた能力と意欲ある人材の育成・支援

を政策大綱として積極的に推進します。

(5) 活発な都市活動を支える快適で質の高いまち

都市活動の基盤となる道路・公共交通、情報通信などを体系的かつ高レベルに整備し、大都市としての風格と利便性を高め、景観を整備し、山間地や海岸部などの地域個性をみがきながら全体として一体性のあるまちをつくっていきます。

このため、

- ・ 快適で個性のある魅力的な都市空間の創出
- ・ にぎわいと風格のある「まちの顔」づくり
- ・ 多彩な交流と活動を支える交通・情報体系の構築

- ・ まちと支えあう山間地と海岸部の振興
- を政策大綱として積極的に推進します。

4 まちの経営システム

静岡市は「目指すまちの姿」を実現していくため、「まちづくりの戦略」のもと「まちづくりの大綱」にのっとり、様々な政策や事業を市民とともに推進していきますが、その際の行動原則を「まちの経営システム」として次のとおり掲げ実施していきます。

(1) 生産性、透明性の高い大都市経営をすすめる

生産性、効率性、公平性を確保した行政経営を行っていきます。

このため、常に市民ニーズを把握し、その政策化につとめる中で、不断の行財政改革にとりくむとともに、限られた経営資源を「まちづくりの大綱」に示す政策や事務事業に即して最適に配分し、実施します。そして、その結果が市民の満足するものとなっているかを評価し、次の行政活動に反映させます。

この一連の過程は市民に公開し、透明性の確保と説明責任を果たしていきます。

(2) 市民と行政との協働によるまちづくりをすすめる

多様で広汎な市民ニーズを調整して真に必要なサービスの内容や負担などを市民とともに考え、そして協働してそれを実施に移す、といった総合調整者としての役割を果たします。静岡市は、このような市民との協働によるまちづくりをすすめていきます。

(3) 地域が個性をみがき合うまちづくりをすすめる

政令指定都市では市民に身近な行政は、区を中心に行われることとなるため、区の個性を大切にしまちづくりを行っていきます。

そこで、地域の個性を築く基礎となるコミュニティづくりを積極的にすすめ、地域や地区がそれぞれの歴史・伝統や資源、人材などを活かし、個性をみがき合いつつ市全体として調和がとれた一体性のあるまちづくりをすすめていきます。

(4) 多角的な広域行政をすすめる

静岡市は、県都として、また、100万人を超える静岡都市圏の中心都市としてリーダーシップを発揮し、関係する市町村との役割分担や連携・協力のもとに広域的な課題

にとりくんでいきます。

このようなとりくみの積み重ねにより県勢や静岡都市圏全体が発展していきます。

一方、静岡市の置かれた交流拠点としてのすぐれた地勢を活かして、環太平洋地域や東アジアをはじめ、日本海軸や東海道軸などにおける市民や地域との交流を強化し、積極的な情報発信をはかっていきます。

② 第1次総合計画の進捗状況

1次総では、指定都市移行の効果を短期間に達成するため、基本構想に掲げる4つのまちづくり戦略に基づき、各分野の事業計画を12のスタートアッププロジェクトにまとめ上げ展開しました。

また、5年後(平成21年度末)のまちづくり指標として20の成果指標を掲げ第1期実施計画(平成17年度～平成19年度)、第2期実施計画(平成19年度～平成21年度)を策定、実施し、その目標の達成に向けて各種事業を推進してきました。

平成21年4月末時点の進捗状況は、下記のとおりで概ね目標は達成しました。

(1) スタートアッププロジェクトの達成状況

まちづくり戦略	プロジェクト名	5年後の具体的目標	H21末見込み()はH20
Ⅰ協働の力にあふれた市民の集うまちをつくる	①協働のまち	100協働事業を実施	130協働事業(151事業)
	②学校応援団	13モデル校を設置	13校設置(3校)
	③環境にやさしいまち	ごみ総量の5%削減	16.5%削減(16.5%)
Ⅱ自治の力を活かし市民が満足するまちをつくる	④スムーズ静岡	移動時間20分エリアの拡大	瀬名川 26→25分 中島 29→24分 広野6丁目 33→25分 三保 24→23分
	⑤市民満足度100%	住み続けたいと思う市民を85%に	88%(H20調査88%)
Ⅲ情報発信をくりかえし世界に誇れるまちをつくる	⑥ようこそ静岡・ほほえみ	観光交流客数を2,500万人に	2,500万人(2,450万人)
	⑦創造型産業おこし	起業家の輩出100人	160人(135人)
	⑧トライアングルシティ	質の高い3都市核の形成	駅北口広場整備【静岡】、区画整理事業【東静岡、清水】、再開発事業【静岡、清水】等の推進
Ⅳ安全、快適、活力ある市民が安心して暮らせるまちをつくる	⑨日本一安全・安心なまち	保育園・幼稚園の園舎、小中学校の校舎・体育館の耐震化完了	99.57%(95.09%) 耐震化は完了
	⑩まちぐるみ子育て支援	合計特殊出生率1.29からの上昇	H19 1.34
	⑪きれいな水を守る	汚水処理人口普及率81%	81.5%(80.9%)
	⑫イキイキ健康のまち	健康診査受診率35%に	健診制度改正のため計測不可能

(2) まちづくり成果指標 アップ20の達成状況

分野	分類	指 標	5年後の 具体的目標	H21年度末見込み ()はH20
総論	市民満足度	今後も住み続けたいと考える市民の割合	85%	88%(H20 調査 88%)
	市民協働	常勤・有給スタッフ1人以上のNPO団体数	100団体	93団体(84団体)
	都市の 拠点性	昼夜間人口比	105.0	現時点推計不可
1年間のJR静岡駅利用人数		5,000万人	H19 4,452万人 乗者数を2倍した単純推計	
健康・福祉	子育て支援	ファミリーサポートセンター事業の会員数	3,300人	3,300人(3,144人)
	健康づくり	基本健康診査受診率	35%	健診制度改正のため 計測不可能
	福祉のまち	福祉ボランティア登録者数	10,000人	10,000人(8,971人)
文化・学習	交流事業 推進	大道芸ワールドカップin静岡の 県外来場者数の割合	20%	20%(16.3%)
	地域と学校の 交流	個人で参加できる学校応援団 の設置数	13校	13校(3校)
	スポーツ 振興	週1回以上市民がスポーツを 行う割合	65%	50.3%
生活環境	下水処理	汚水処理人口普及率	81%	81.5%(80.9%)
	耐震	保育園・幼稚園、小中学校の 耐震化率	100%	99.57%(95.09%)
	ごみ処理	市全体のごみ総量	5%減	16.5%減(16.5%減)
	公園・みどり	市民一人当たりの都市公園面 積	6.0㎡	5.68㎡(5.67㎡)
産業・経済	産業支援	産学交流センターから新規開 業者数、新事業分野へ進出す る企業数	100人 10社	160人(135人) 120社(103社)
	街の にぎわい	中心商店街歩行者数	517,000人/7h	517,000人 (511,700人)
		観光交流客数	2,500万人	2,500万人 (2,450万人)
都市基盤	やさしい まち	超低床ノンステップバス導入 率	40.3%	47.1%(44.3%)
	基盤整備	都市計画道路の整備率	69.8%	69.8%(69.5%)
	モビリティ	市街地およびその縁辺から中 心部までの移動時間	静岡駅 ～瀬名川 25分 ～西大谷 22分 ～中島 24分 ～広野6丁目 25分 清水駅 ～清水・谷津 23分 ～三保 23分	静岡駅 ～瀬名川 25分 ～西大谷 24分 ～中島 24分 ～広野6丁目 25分 清水駅 ～清水・谷津 24分 ～三保 23分

③第2次静岡市総合計画策定に関する基本方針（平成20年4月24日決定）

(1)趣 旨

平成16年に策定した静岡市基本構想に基づく最初の基本計画が、平成21年度をもって終期を迎える。この基本計画策定後における財政状況や社会情勢の変化、さらには、大規模社会資本の整備の進展などに対処するため、基本計画を改定し、21世紀初頭まで本市の根幹的事業の大綱を示すものとする。

改定後の基本計画は、基本構想、実施計画とあわせて第2次静岡市総合計画（以下「2次総」という。）を形成する。

(2)総合計画の体系

2次総は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する。

基本構想 概ね平成27年（西暦2015年）における本市を取り巻く地域社会の将来像とそれを実現するための基本的な政策大綱を示すもので、平成16年10月12日議決した。

2次総においても、この基本構想を踏襲し、これに即して基本計画を改定する。

基本計画 基本構想に掲げる将来像を達成するとともに、市長マニフェストの実現を目指すため、政策大綱に従い、根幹的な事業を明らかにする。また、行政区ごとのまちづくり方針なども明らかにするものとする。

計画期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

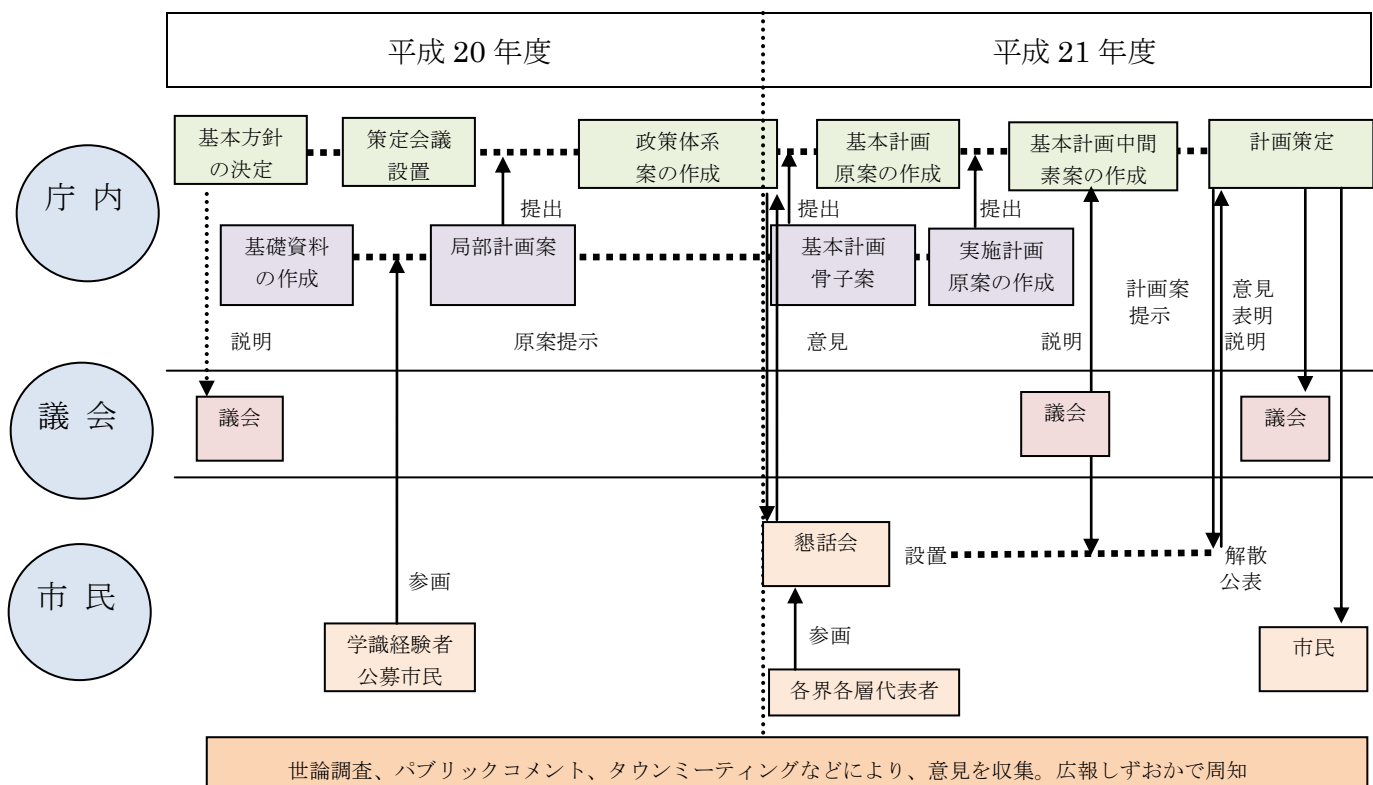
実施計画 基本計画に示された根幹的事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、毎年度の経営方針をはじめ、予算編成、機構編成、人事計画などの指針とする。

計画期間は、3年間とし、毎年、改定する。

また、行政区ごとに整理するものとする。

(3)策定期間（スケジュール）

2次総は、平成20年度から平成21年度までの2か年で策定する。



(4) 策定経過

平成 20 年

- 4 月 第 2 次静岡市総合計画策定に関する基本方針の決定。
企画兼務・併任職員 12 名任命
- 5 月 庁内に総合計画策定会議設置、各局に部会設置、各局部課の
企画主任者任命
- 7 月 市民 1 万人アンケート実施
- 8 月 専門委員 6 名任命。公募市民委員 30 名委嘱
原案検討会議設置 専門委員会 22 回開催。
部門別会議 107 回開催
全体会議 2 回開催
(平成 21 年 9 月末日まで)

平成 21 年

- 3 月 政策体系案の作成
- 5 月 静岡市総合計画懇話会設置 3 回(平成 21 年 9 月末日まで)
- 6 月 基本計画骨子案の作成
- 7 月 タウンミーティング開催
- 10 月 若者と女性のためのタウンミーティング開催
- (予定) 11 月 パブリックコメントの実施

④ 策定体制（平成 20 年 5 月 8 日決定）

- (1) 庁内体制 2次総の策定に当たっては、全庁的な体制のもとに行う。
そのため、市の決定機関として、市長を会長とする2次総策定会議を設け、各局に局部会を設置する。
局部会は、各局長を局部会長とし、局企画主任者、局関係職員などにより各局部会の計画素案を作成するとともに、一般職員の斬新な発想や意見を計画に反映させ、局内、局間の総合調整機能を発揮させるものとする。
また、各局部会からの計画素案をとりまとめ、全体計画の原案を作成する組織として、分野ごとの専門委員（学識経験者1名）、市民公募委員（5名）及び市職員（各局兼務・併任職員2名、経営企画課2名）からなる計画原案検討会議を設置する。
- (2) 市民参加 2次総の政策形成過程への市民参加を図るため、分野ごとの計画原案検討会議のメンバーを市民から募り、計画策定への市民参加に努めるものとする。
また、2次総に幅広い市民の意見や提案を反映させるため、世論調査、パブリックコメント、タウンミーティングなどにより意見聴取に努めるほか、専門的、客観的見地からの意見を聴取し、計画に反映させるため、各界各層の代表者などで構成する2次総懇話会を設置する。

策定体制図

